橋本伊都衛生施設組合特定事業主行動計画

令和３年３月３１日

橋本伊都衛生施設組合管理者

１．はじめに

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、

国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいく

ために作られた時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が改正され、

法律の有効期限が令和７年３月末まで延長されました。

当組合におきましても、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよ

う、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、この行動計画を

策定します。

２．計画期間

令和３年４月１日から令和７年３月３１日までとします。

また、この計画は、今後必要に応じ適宜内容の見直しを行うものとします。

３．計画の推進体制

　⑴　職員一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、日頃の

　　業務に取り組むことが必要であり、より一層の意識向上に努めます。

　⑵　啓発資料の配布等により、行動計画の内容及び各種制度を周知徹底しま

す。

４．具体的な内容

⑴　職員の勤務環境に関する事項

　　①　年次有給休暇の取得促進

　　 　職員が休暇を取得することに抵抗を感じることがないよう、次の取組

　　　により職場環境を整え、１人でも多くの職員が子育てに関わることがで

きるよう努めます。

ア　所属長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次

　有給休暇の取得の促進に努めます。

イ　子どもの学校行事や地域活動への参加等に対し、年次有給休暇の積

　極的な取得の促進を図ります。

ウ 子どもの誕生日や家族の記念日等における計画的な年次有給休暇の

　取得の促進を図ります。

②　連続休暇等の取得促進

ゴールデンウィークや夏季、年末年始等における計画的な連続休暇の

取得の促進に努めます。

⑵　その他次世代育成支援対策に関する事項

　①　子どもとふれあう機会の充実

　　　運動会等のレクリエーション活動には、子どもを含めた家族全員が参

　　加できるようにします。

　②　子ども・子育てに関する地域貢献活動

　　　子どもを安全な環境で安心して育てることができるように、地域住民

　　等の自主的な防犯活動、少年非行防止、立ち直り支援の活動等への参加

　　を積極的に支援します。

◎　これらの取組を通じて、年次有給休暇取得日数が１０日を下回る職員

が発生しないように努めることを目標とします。